

追悼：ミヒャエル＝シュトルアイス

(Michael Stolleis, 1941 年 7 月 20 日 – 2021 年 3 月 18 日)

2021 年 11 月 29 日

守矢 健一

ミヒャエル・シュトルアイス氏は、2021 年 3 月 18 日に、80 歳の誕生日を俟たずに逝去された。2020 年末に至るまでのかれは永遠の若さがあるかのように魅力的な仕事を世に問うていたから、若くはなかったにもかかわらずかれの死は衝撃を与えた。コロナ禍とて、送別の儀礼は身内で、故郷のラインラントプファルツ州ギメルディングン (Gimmeldingen) において執り行われた。

かれは 1941 年 7 月 20 日にルートヴィヒスハーフェンに生まれた。シュトルアイス家は代々ワイン醸造を家業とし、ミヒャエルもキュムナージウム卒業試験を終えたあと、ワイン醸造学を学び、1961 年にワイン醸造徒弟期間終了検定審査合格。しかし 1960 年にはハイデルベルク大学を訪れ、法学を学ぶ。4 学期を終えたあと、かれはヴェルツブルク大にうつり 8 学期を過ごす。ヴェルツブルクにおいて、シュトルアイスはクライストとカフカの作品を巡る博士論文を構想するも、指導教授に幻滅しミュンヘン大学に脱出。そこで、1964 年に赴任したばかりの個性的な法史学者ガグネア (Sten Gagnér, 1921-2000) に会う。同大学ではクンケルの演習にも参加。1965 年に第一次法学国家試験に合格、そしてガグネアの演習を主要な研鑽の場として、シュトルアイスは、18 世紀の啓蒙主義哲学者クリスティアーン・ガルヴェ (Christian Garve, 1742-1798) を主要証人として『クリスティアーン・ガルヴェにおける道徳と政治』という博士論文を 1967 年に提出した。この作品は後に拡充されて *Staatsraison, Recht und Moral in philosophischen Texten des späten 18. Jahrhunderts* として 1972 年に公刊された。

博士論文完成時にはまだ研究者になるという決意は固まって居らず、出版社に於ける原稿審査係 (Lektor) にでもなろうかと思案していたようである。しかし博士論文指導教授のガグネアの慫慂もあって教授資格取得論文執筆に取り組むに至る。かれは博士論文で扱われたテーマすなわち道徳と政治という、ある意味では時代を越えた問題に、現代史を素材として取り組むことにした。指導教授は教会法を専門とするカンペンハウゼン (Axel Freiherr von Campenhausen, 1934-)。但しシュトルアイスの僅か 7 歳年上であったに過ぎないカンペンハウゼンがミュンヘン大学に正教授となったのは 1969 年である。シュトルアイスは同年に第二次法学国家試験を受験、合格しており、そのあとにカンペンハウゼンの助手になったのであろう。カンペンハウゼンの下で教会法についても素養を得る。国民社会主義法の下に於いて利用された、『公共の福祉』観念に纏わる言葉の用語法を分析した教授資格取得論文が 1972 年から 73 年にかけての冬学期にミュンヘン大学法学部に提出される。後に本作品は *Gemeinwohlformeln im nationalsozialistischen Recht* として 1974 年に公刊され、ガグネアに献呈されている。これは公法学に係る現代史の先鞭をつけたものである。学界は本作品をほぼ黙殺した。

シュトルアイスが獲得したのは法制史、公法学、教会法学についての教授資格(venia legendi)であり、私法と法制史の組み合わせが常識だった当時の学界において異例で、就職には不利だった。それでも1974年にはフランクフルト大学に公法学担当教授に招聘される。フランクフルトには1964年にマクス＝プランク＝ヨーロッパ法史研究所 Max-Planck-Institut für europäische Rechtsgeschichte (2021年1月10日から「法史及び法理論研究所(Rechtsgeschichte und Rechtstheorie)」と改称)が設立され、フランクフルト大学法学部の法制史ポストも清新で、法史研究に大きな魅力を持つ場所だった。

フランクフルト大学赴任当時のシュトルアイスは公法の教授であり後に法制史も講ずるようになる。実定法学においてはドイツ社会保障法の学問化に多大な功績あった親友ツァハ(Hans Zacher,1928-2015)とともに、社会保障法の研究に力を注いだ。同時に法制史研究の手も緩めない。数々の招聘を断って、かれは2006年の定年までフランクフルト大学に留まった。1991年には大学教授の傍らマクス・プランク・ヨーロッパ法史研究所所長を兼任(2006年までと2007年から2009年まで)。

かれは顕彰とも無縁でなかった。大きなものだけでも、1991年にはライブニッツ賞、2000年にはバルザン賞、2010年に功労十字勲章第一等級、2018年にヘーゲル賞を、それぞれ受賞した。また2014年より栄えある《学問と芸術の功労者団体》Orden pour le mériteの構成員であり、2017年からはその副団体長であった。国外構成員の一人で知性派のピアニスト、アンドラージュ・シフ(Sir András Schiff, 1953-)とも親しくなった。

顕彰を重ねても、死が訪れるまでかれは友情を忘れる人ではなかった。

かれは二度、来日している。一度目は1989年秋であり、東京のほか京都、大阪、札幌を回った。二度目は2015年である(この来日については本HPで紹介した)。

かれはその生涯を通じて、ヨーロッパ公法学史を確立し且つ基礎づける重要な業績を世に問うて来た。これに加えて、社会保障法史や旧東独の法学史、法の現代史についても今後の研究の基礎となる書物を公にし、未開拓の地に鋤を入れた。但し、この三つの法史は、窮極的にはヨーロッパ公法学史研究の一環と理解される。かれは実は、社会法学を専攻する実定法学者でもあることにも誇りを持っていた。社会保障法学の碩学ツァハ(Hans Zacher,1928-2015)との友情はかれには学問的にも重要な意味を持った。

シュトルアイスは、ヴィーアカ(Franz Wieacker, 1908-1994)の余りにも著名な『近世私法史』Privatrechtsgeschichte der Neuzeit unter besonderer Berücksichtigung der deutschen Entwicklung, 1. Aufl. (1952), 2. Neubearb. Aufl. (1967)に比肩し得る、ドイツ公法の学問史の構築を目指した。方法として歴史学を選択しつつ、公法という知的形象の成立過程(及び破壊過程)とその精密化・錯綜化の過程を、社会史・政治史・経済史等々に留意しつつもそこに還元されつくされぬ知性史として描き出そうとしたわけである。その大きな成果は巨大な『ドイツ公法史』全4巻 Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, 4 Bde (1988 (2. Aufl. 2012), 1992, 1999, 2012)となって結実した。その後、現代史に重点を置いてダイジェスト版も刊行する(『ドイツの

公法 —— 16 世紀から 21 世紀に及ぶドイツ公法史入門』Öffentliches Recht in Deutschland. Eine Einführung in seine Geschichte 16. -21. Jahrhundert, 2014)。本書の邦語訳が準備中。

この中心的な仕事の成立と並行して、社会保障法史と旧東ドイツ法史というそれまで未開拓の領域についても鉤を入れ、今後の研究の礎石となる著作を公にした（Geschichte des Sozialrechts in Deutschland, 2003; Sozialistische Gesetzlichkeit. Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in der DDR, 2009）。

こうした広い意味で啓蒙的な著作においてさえ、かれの文体には隅々まで色彩感が欠けなかった。それは単なるかれの文学趣味のなせるわざなどでは全くない。公法（学）の諸理論もまた言葉によって構築されており、その説得力は何世代にも亘る人間の具体的な営為と犠牲にのみ依拠し、崩壊することは常にあるということへの明瞭な知的認識が、かれの文体を支えた。大著の傍らに、忘れられたアネクドートを掘り起こし、法史的問題の所在を暗示するエッセイをもかれが数多く世に問うたのは、首尾一貫したことであり、決して法学者の凡庸な手すきびなどではあり得ない。そのような仕事から、ここでは二冊を紹介するに留めよう：『やさしい音色 —— ヨーハン＝ペータ＝ヘーブルによる 24 のお話と短い註解』；『マルガレーテと修道士 —— 数々の逸話のなかの法制史』（原題：Der menschenfreundliche Ton. Zwei Dutzend Geschichten von Johann Peter Hebel mit kleinem Kommentar, 2003; Margarethe und der Mönch. Rechtsgeschichte in Geschichten, 2015）。こうした仕事には《遊び》の要素がないわけではないが、《遊び》の要素は大著のなかにも十分に見出すことができる。真剣な遊び。

シュトルアイスは特に親日家ではなかった。かれ自身は、広い視野を持ちながらヨーロッパ公法史を解明することに関心があった。その故に、ヨーロッパ法史との真剣な対話を試みようという研究者であれば、日本人であっても魅了する鷹揚な笑顔で受け入れた。それこそがコスモポリタンな心性であろう。かれの下で研鑽を積んだり刺激を受けたりした日本人研究者の名前を、網羅的ではないが、大体、シュトルアイスに知り合ったと思しき順番で列挙しておきたい（敬称略）：柳原正治（国際法、九州大学名誉教授）、和仁陽（日本近代法史、准教授、東京大学）、石川敏行（行政法、元中央大学法学部教授）、松本尚子（法制史、教授、上智大学）、福岡安都子（准教授、憲法、東京大学）、遠藤泰弘（教授、憲法、松山大学）、森際康友（法哲学、名古屋大学名誉教授）。わたしの指導教授を引き受けてくださった故 村上淳一（ドイツ法、1933-2017）はシュトルアイスの年長の友人で、この二人（と和仁）を介して（DAAD による留学の選に漏れた）守矢も、マクス＝ブランク＝ヨーロッパ法史研究所（当時）の研究員として、シュトルアイスを受入教授として 1994 年から 1996 年まで在外研究に従事できた。ここに挙げた日本人研究者は比較的个性的と言えようが、それぞれにヨーロッパ法史との対話の必要を真剣に捉え、それを現在まで続けている点には、共通の特徴があると言えようか。